

瀬戸市水道使用水量の認定及び料金の減免に関する取り扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瀬戸市水道事業給水条例（昭和35年条例第8号。以下「条例」という）第33条及び同条例第40条の規定による使用水量の認定及び料金の軽減又は免除の実施に關して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 市が設置したメーターから給水栓等、給水に必要な装置の総称をいう。
ただし、給水用具及び用水設備を除く。
- (2) 認定使用水量 第3条により認定した水量をいう。
- (3) 漏水量 使用水量から認定使用水量を差し引いた水量をいう。

(使用水量の認定)

第3条 使用水量の認定は、次のとおりとする。

- (1) 前年同期の使用水量
- (2) 前号によることができないときは、前3期における使用水量の平均水量。
- (3) 前2号のいずれにもよることができないときは、10日間くらいの使用水量をもとに日割り計算した使用水量。
- (4) 前各号のいずれにもよることができないときは、漏水時における使用形態等を考慮した使用水量。

(漏水減免の対象)

第4条 漏水減免の対象とする期は、原則として当該1期分とする。ただし、使用者の管理責任に帰することができない理由で修繕が遅れた場合は、2期分を限度として、その範囲内を対象とする。

- 2 漏水減免の対象とする期間は1年間に限るものとし、1度減免を受けた修繕箇所は、減免を受けた期から1年間は減免を受けることができない。
- 3 その他市長が特に必要と認める場合は、前2項の限りでない。

(令8条例49・一部改正)

(料金の減免)

第5条 条例第40条の規定による適用範囲及び基準については、別表第1のとおりとする。

(減免の対象外)

第6条 次の各号に該当する場合は、料金の減免はしない。

- (1) 給水装置工事の施工不良で漏水したと認められたとき。ただし、工事保証期間中に限る。
- (2) 使用者が漏水の事実を容易に認識できたにもかかわらず修理を怠ったとき。
- (3) 使用者が漏水の通知をうけたにもかかわらず放置していたとき。
- (4) その他、使用者が善良な管理注意義務を怠ったと認められたとき。
- (5) 瀬戸市指定給水装置工事事業者以外の者の工事による場合。ただし、やむを得ない場合について、市長の検査を受けたときを除く。

(令8条例49・一部改正)

(減免の申請等)

第7条 第4条の料金の減免を申請しようとするものは、上下水道の漏水に係る減額申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、審査のうえ、上下水道料金の漏水に係る減額について(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は平成8年4月1日から施行し、従前の要綱は、この要綱の施行日の前日をもって廃止する。

2 従前の要綱の適用を受けた者については、平成8年4月1日からは、この要綱の適用をうけるものとする。

3 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

適用範囲	基準
給水装置のうち、地中に埋没した部分及びそれに類する部分等で、発見の困難な場所での破損、腐食により漏水した場合	次のいずれか使用者が有利となる方 (ア)漏水量の2分の1に相当する水量 (イ)使用水量から認定使用水量の3倍を乗じた水量を差し引いた水量
配水管工事等の理由で赤水放水をした場合	放水量の全部 ただし、長期放水により放水量が不明の場合は認定使用水量の全部
使用者が消火のために自己の給水栓を使用した場合(消防署の証明が必要)	放水量の全部 ただし、長期放水により放水量が不明の場合は認定使用水量の全部
愛知県が指定する入浴料金統制額以内の額において公衆浴場を営業する業者の従量使用料	使用水量1 m ³ につき100円を乗じた額との差額 ただし、従量使用水量20 m ³ 以下は減免対象としない。(令和8年7月検針以降)
その他市長が特に必要と認める場合	市長が必要と認めるもの

備考 経過措置期間中は、使用水量が10 m³/月以下を対象としない。

(令8条例49・一部改正)